

議 長 日程第3「議案第20号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第20号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年3月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の規定による介護保険法の改正及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の規定による基準の見直しがされたことに伴い、所要の改正をしたいので御提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは説明させていただきます。今回の改正は、介護保険法等の改正に伴い、3件の松田町条例を改正するものです。

1ページをお開きください。第1条、松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。第1条、松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

14ページをお願いいたします。第2条、松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

16ページをお願いいたします。第3条、松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

参考資料の新旧対照表で御説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。1ページ目です。児童福祉法や障害者総合支援法の指定を受けている事業者にあっても、市町村条例の基準を満たせば、共生型サービスとして介護

保険サービスを提供できることとなりましたので、第5節に共生型地域密着型サービスに関する基準を設け、現行の第5節を第6節といたしました。第1条は表現が変わったもので内容は変わっておりません。

2ページ、3ページをお願いいたします。第2章第6条第2項でございますが、オペレーターにかかわる訪問介護のサービス提供責任者の経験年数について、3年以上を1年以上となります。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き3年以上となります。第6条第5項では、夜間・早朝、午後6時から午前8時までですが、だけではなく、日中午前8時から午後6時までも、同一敷地内の事業所の職員をオペレーターに兼務することを認めることとなります。また、兼務ができる施設に介護医療院を加えます。第6条第7項では、夜間・早朝だけでなく、日中も随時対応サービスの提供に支障がない場合には、オペレーターが随時訪問サービスに従事することができることとなります。

4ページ、5ページをお願いいたします。第6条第8項です。随時訪問サービスの提供に支障がない場合、訪問介護員等を置かないことができることとなります。

5ページ目、32条第3項です。随時対応サービスについては、夜間・早朝だけでなく日中もできることとなります。

6ページ、7ページをお願いいたします。第39条第4項では、正当な理由がある場合を除き、事業所と同一の建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行わなければならないこととなります。第47条第2項では、オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の経験年数が、先ほどと同じように変更されます。第59条の20の2及び第59条の20の3、共生型地域密着型通所介護に関する基準が設けられます。第59条の20の2、地域密着型通所介護にかかる共生型地域密着型サービスの事業を行う指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、1ページおめぐりください、指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者が当該事業に関して満たすべき基準は次のとおりとする。1号、指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、

指定児童発達支援事業所または指定放課後等デイサービス事業所の従業員の員数が当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定児童発達支援または指定放課後等デイサービスの利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等と、必要とされる数以上であることとさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。11ページ、59条の25、指定療養通所介護事業所の利用定員を9人以下から18人以下と変更になります。

12ページ、13ページをお願いいたします。13ページ、第61条の従業員の員数の規定の対象となる施設に介護医療院を加えます。

14ページ、15ページをお願いいたします。第65条のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、施設ごとに1日当たり3人以下をユニットごとに1日当たりユニットの入居者数に合わせて12人以下となります。

16ページ、17ページをお願いいたします。第82条第1項では、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準が創設されることに伴い、従業員の員数等の規定にサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する文言を加えます。第82条第6項の表ですが、介護医療院に関する基準が創設されることに伴い、介護医療院を追加しております。

18ページ、19ページをお願いいたします。同様に、第83条第3項に従業員の員数の規定、管理者となる者が事業従業者としての経験を有しなければならない施設として、第84条では、代表者となる者が介護従事等経験を有しなければならない施設として介護医療院を追加いたします。

20ページ、21ページをお願いいたします。同様に103条第3項の規定に、事業者が緊急対応等のため連携等支援体制を整えなければならない施設として、111条第2項では管理者となる者が従業者としての経験を有しなければならない施設として、112条では代表者となる者が介護従事等経験を有しなければならない施設として介護医療院を追加いたします。117条第7項に身体的拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置について新たに定めておりま

す。

23ページ、24ページをお願いいたします。125条第3項では従業者が緊急対応等のため連携等支援体制を整えなければならない施設として、第130条第4項では従業員の員数等の規定に介護医療院を加えます。130条第7項ではサテライト型特定施設の生活相談員等について置かないことができるものとして、介護老人保健施設において言語聴覚士を、また介護医療院の規定を追加しております。

24ページ、25ページをお願いいたします。138条第6項では身体的拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置について定めております。151条第3項では従来の規定について表現を具体的にしております。

第151条第4項では、26ページ、27ページをお願いいたします。従業員の員数等の規定に、第153条では事業者が緊急対応等のため連携等支援体制を整えなければならない施設の規定に、介護医療院を加えます。第157条第6項では身体的拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置を定めております。

28ページ、29ページをお願いいたします。第165条の2、入所者の病状の急変が生じた場合など緊急時等の対応について定めてございます。第182条第8項ではサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準を定めております。身体的拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置についても、同様に定めております。

30ページ、31ページをお願いいたします。191条第1項ではサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所についての定義を追加してございます。

第6項では、32ページ、33ページをお願いいたします。指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が置くべき従業員の員数の特例、第8項ではサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を対象に追加し、第9項では、34ページ、35ページをお願いいたします。当該事業所の夜間及び深夜の時間帯における特例、第13項では介護支援専門員の特例、第192条第2項では管理者の特例を追加いたします。191条第7項では従業員の員数等の規定、第192条第3項で

は管理者となる者が従業者としての経験を有しなければならない施設の規定、第193条では代表者となる者が介護従事等経験を有しなければならない施設の規定に介護医療院を加えます。

36ページ、37ページをお願いします。第194条ではサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員について、第195条では指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合について、第199条では介護支援専門員の特例について定めております。

38ページ、39ページをお願いいたします。附則第11項では一般病床、精神病床、療養病床を有する病院が地域密着型介護老人福祉施設に転換する場合の、附則第12項では一般病床、療養病床を有する診療所が地域密着型介護老人福祉施設に転換する場合の食堂及び機能訓練室の面積、附則第13項では、同様に病院または診療所が転換する場合の廊下の幅に関する規定の適用を、平成36年3月31日まで延長するものでございます。附則第19項及び第20項では、病院または診療所が指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設に転換する場合の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準、浴室、便所及び食堂を設けないことができる規定を新たに規定しております。

43ページをお願いします。第2条関係に移ります。第5条では介護予防認知症対応型通所介護の従業者の員数の規定に介護医療院を追加いたします。

44ページ、45ページをお願いいたします。第9条第1項ではユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、施設ごとに1日当たり3人以下を、ユニットごとに1日当たりユニットの入居者数と合わせて12人以下とします。

第44条第6項では介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が兼務できる併設施設として、46ページ、47ページをお願いいたします。第45条第3項では管理者となる者が従業者としての経験を有しなければならない施設として、第46条では代表者となる者が介護従事等経験を有しなければならない施設として、48ページ、49ページをお願いします。第60条第3項では事業者が緊急対応等のため連携等支援体制を整えなければならない施設として、介護医療院を加えます。

第72条第2項では共同生活住居の管理者となる者が従業者としての経験を有し  
なければならない施設として、第73条では代表者となる者が介護従事等経験を  
有しなければならない施設として、介護医療院を加えます。第78条第3項では  
身体的拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置を追加しており  
ます。

50ページ、51ページをお願いいたします。83条第3項では事業者が緊急対応  
等のため連携等支援体制を整えなければならない施設の規定に介護医療院を加  
えます。

続いて、第3条関係になります。第4条第4項では連携に努めなければなら  
ない機関として障害福祉制度の相談機関を加えます。第7条第2項では指定介  
護予防支援の開始に際し、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者の紹介  
を求めることができるなどについて説明することを義務づけます。第7条3項  
では入院時に担当職員、ケアマネージャーの氏名等を入院先に伝えるよう利用  
者またはその家族に求めることを義務づけます。

52ページ、53ページをお願いします。第33条第14号の2では指定介護予防サ  
ービス事業者等から提供された利用者の服薬状況等について、利用者の同意を  
得て主治の医師等に提供することを義務づけます。

54ページをお願いいたします。33条21号の2では利用者の同意を得て、意見  
を求めた主治の医師等に対して介護予防サービス計画を交付することを義務づ  
けます。

条例の17ページをお願いいたします。附則、この条例は平成30年4月1日か  
ら施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 井 上 これらのですね、サービス事業所の指定が、県からですね、町のほうに変わ  
ったということで、今までは県のほうがですね、それらの施設の監督を行って  
いたと思いますけれども、それがですね、松田町の場合は、これらの施設、町  
が指定する施設に対するですね、監督をどのように行うのか、わかる範囲でお  
答えをお願いしたいと思います。

福 祉 課 長 県から町に移ったのは、きのう審議していただいた、新規条例のほうでございます。今回の改正につきましては、指定地域密着型でございますので、もともと町が指導監督ということで。それで、毎年ですかね、実地指導というか書類検査とか、そういったものに入っています。ちょっと私になってからは、ことしはちょっとやっていないんで、ちょっと状況わからないんですけども、係員から聞きますと、必ず書類審査、どういった状況でやっているのか、それから、現実にはどういう人員配置になって、きちんとなっているのか、そういったものも現地に入って、必ず指導するようにしているということでございます。

議 長 ほかに。ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議なしと認めます。採決を行います。議案第20号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。